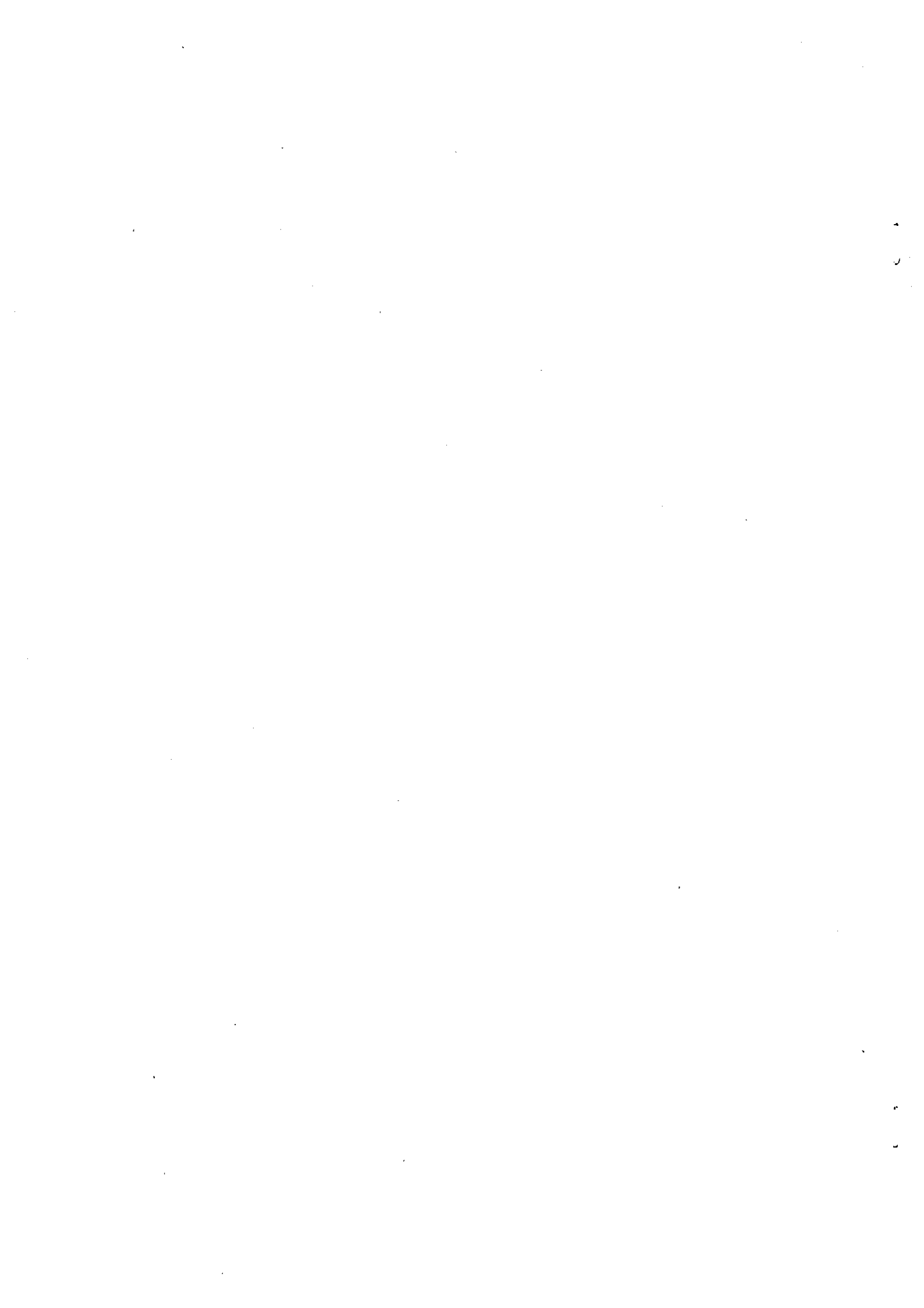


地域振興県土警察常任委員会資料

(平成29年6月28日)

- 1 鳥取県における建設残土処分場の現状について 【技術企画課】……1ページ
- 2 平成29年度の豪雪を踏まえた冬期交通確保に係る対応状況について
【道路企画課】……3ページ
- 3 損害賠償請求訴訟の提起について 【道路企画課】……5ページ
- 4 岩石採取場現地検査結果について 【治山砂防課】……7ページ

県土整備部



鳥取県における建設残土処分場の現状について

平成29年6月28日

技術企画課

県内における建設残土処分場の現状と今後の対応について報告します。

1 建設残土の基本的考え方

○建設リサイクル法の施行を踏まえ、国土交通省が定めた建設副産物適正処理推進要綱により、建設発生残土の利用及び埋立に関する事項は発注者の責務とされていることから、公共工事に伴う建設発生土は、有効に活用されるべき公共的資源であるとともに、工事流用等により再利用ができない場合でも適正な場所に処理すべきものである。

【建設発生土の利用順位：「鳥取県土整備部公共工事建設副産物活用実施要領」】

- ・[原則]
 - ①工事内流用
 - ②工事間流用
- ・[流用困難な場合]
 - ③20km以内の公的機関が運営する残土処分場
- ・[上記がない場合又は発注者がやむを得ないと認めた場合]
 - ④50km以内の公的機関が運営する残土処分場と民間受入地とで経済比較

○流用困難な場合には、中国4県においても本県同様に、公的機関の運営する残土処分場への搬入を優先させている。

2 建設残土処理の考え方

○公共工事には、国・県・市町村工事があることや、発注者が個別に残土処分場を確保することは著しく効率性を欠くことから、(公財)鳥取県建設技術センターと県が協働で残土処分場を確保している。

○(公財)鳥取県建設技術センターの残土処分場が近傍にないなどやむを得ない場合には、公募審査で登録された民間受入地で対応している。(随時受付)

＜県内で稼働中の残土処分場と民間受入地＞

H29.3末時点

区分	番号	地区	名称	所在地	受入可能容量 (m ³)	既受入容量 (m ³)	残容量 (m ³)	受入率 (%)
センター	1	東部	第2三谷	鳥取市河原町三谷	940,000	863,984	76,016	92%
	2	東部	岩美第二	岩美郡岩美町宇治	160,000	6,503	153,497	4%
	3	中部	帽子取	東伯郡琴浦町八橋	350,000	276,399	73,601	79%
民間	①	東部	有富	鳥取市有富	3,388,559	586,668	2,801,891	17%
	②	東部	長谷	鳥取市長谷	898,864	37,459	861,405	4%
	③	西部	泉	米子市泉	193,000	81,376	111,624	42%
	④	西部	二部	西伯郡伯耆町二部	960,000	855,401	104,599	89%

- ・[受入完了したセンター残土処分場] 4 1箇所(東部 23箇所、中部 10箇所、西部 8箇所)(H17～H29.3)
- ・[受入完了した民間受入地] 2 4箇所(東部 21箇所、中部 1箇所、西部 2箇所)(H3～H29.3)

3 建設残土処分場の現状と今後の対応方針

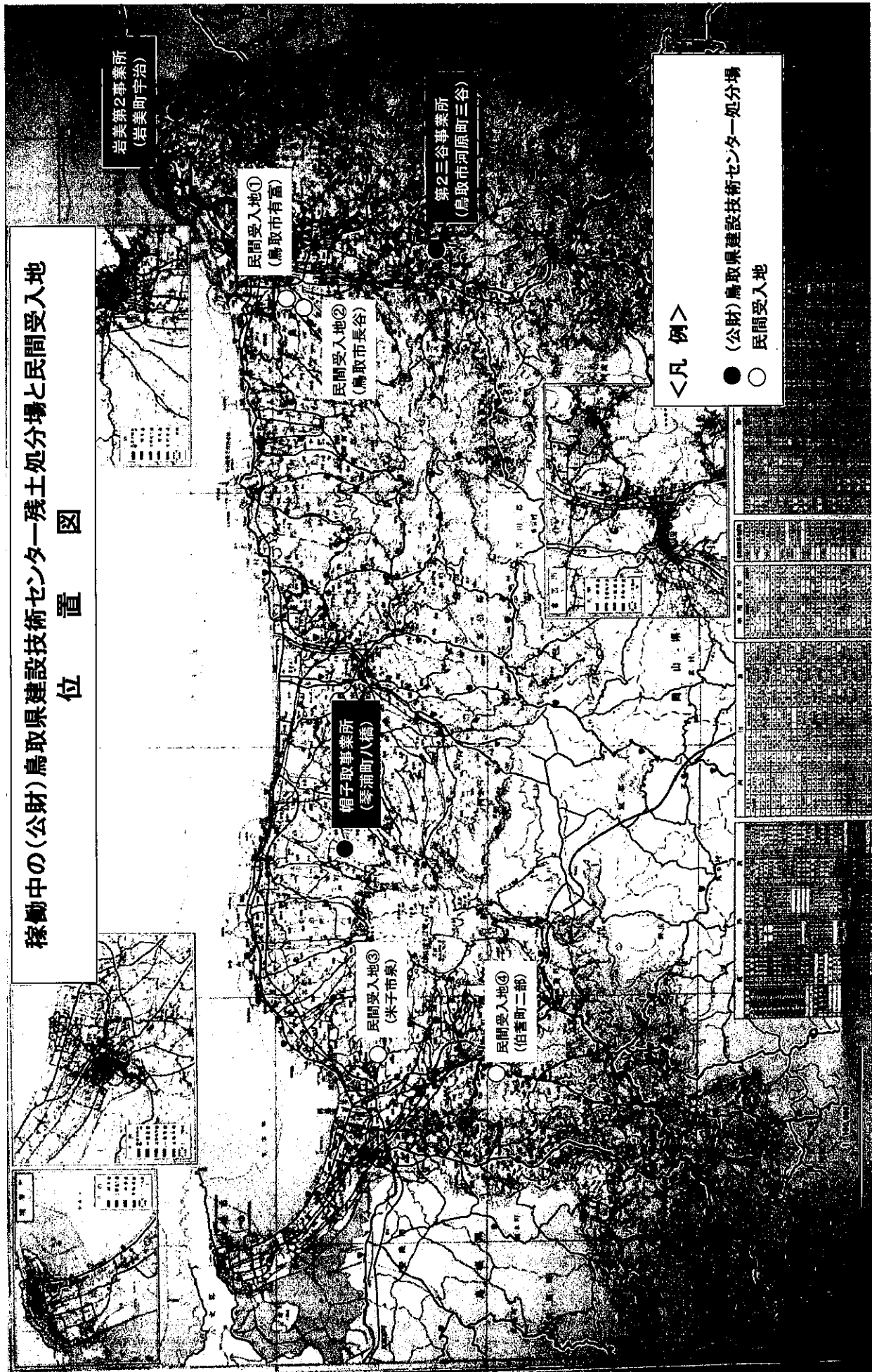
○(公財)鳥取県建設技術センターが運営する残土処分場については、残容量及び県内公共工事の建設残土の発生状況を見ながら計画的に新規候補地の検討及び既存事業所の拡大を図っていく。

○県西部では、南部町内で約50万m³の残土処分場開設の計画を進めているところであるが、地元交渉が長引き、早期の開設は困難な状況にあることから、地元や南部町とも協議の上、当該箇所については早期に結論を出すとともに、他の候補箇所も含め一定の方向性を出したいと考えている。

○残土処分場が不足している状況を踏まえ、(公財)鳥取県建設技術センターと県において、災害発生による残土の急増や、稼働中の民間受入地の不測の事態等にも対応するため、その他の候補地も並行して検討しながら、引き続き全県的に残土処分場の確保を進めていく。

稼働中の(公財)鳥取県建設技術センター残土処分場と民間受入地

位置図



岩美第2事業所
(岩美町宇治)

民間受入地①
(鳥取市有富)

第2三谷事業所
(鳥取市河原町三谷)

鳥取事業所
(琴浦町八幡)

民間受入地③
(米子市泉)

民間受入地④
(佐書町二部)

<凡例>
● (公財)鳥取県建設技術センター処分場
○ 民間受入地

平成 29 年度の豪雪を踏まえた冬期交通確保に係る対応状況について

平成 29 年 6 月 28 日
道 路 企 画 課

平成 29 年 1 月、2 月の豪雪を踏まえた冬期交通確保のための取り組みについて、現在の対応状況を報告します。

1 除雪機械運転手の確保・育成

- 除雪機械運転手の人員不足を解消するため、現在日野郡で実施している除雪機械運転手育成支援事業を全県に拡大（6 月補正）し人員確保に取り組むとともに、除雪機械運転手の除雪技術を向上し、より効率的に除雪作業を行うため、除雪作業マニュアルの作成と実技講習会等により人材育成を図る。

【人員確保（鳥取県除雪機械運転手育成支援事業）】

➢ 事業概要

- ・ 県内の道路等での除雪作業に従事する者を対象に、除雪機械の運転に必要な大型免許等の取得経費の一部を、県及び市町村が負担し資格取得を支援する。

➢ 平成 29 年度募集（平成 29 年 7 月から募集開始予定）

- ・ 募集人数：80 名（日野郡を除く）
- ・ 事業説明会：7 月 18 日から 20 日に、東・中・西部の各地区で事業利用者向けの説明会を開催予定である。

【除雪技術の向上（実技講習会の開催等）】

➢ 除雪マニュアル作成（9 月末までに作成予定）

- ・ 除雪業者、現業技術員等の熟練技術員の意見を聞きながら、除雪機械毎の運転操作要領、留意事項等のノウハウをまとめたマニュアルを作成し、除雪技術の向上を図る。

➢ 講習会の開催（10 月開催予定）

- ・ 各県土毎にマニュアルによる机上研修、車両基地や公道で実際の機械を使用した実技講習を行い除雪技術の向上を図る。

➢ 現業技術員による直接指導

- ・ 除雪業者からの要請に応じた、実際の除雪作業時の現業技術員による直接指導についても、今後検討を進める。

2 市町村及び除雪業者との意見交換における課題等への対応

- 除雪業者（3 月）及び市町村（5 月）との意見交換会において意見のあった 1、2 月の豪雪時の課題及び要望事項について、以下のとおり対応・検討を進めている。

	課題・要望等	対応状況
県除雪業者	① 除雪機械が不足。道路管理者保有の機械を増加して欲しい（特にロータリー除雪機が不足） ② 除雪技術の講習会の開催を希望（社員に教える時間がない） ③ 育成支援制度の全県拡大（作業員の高齢化等による人員の不足） ④ 出動の判断基準となるライブカメラの増設 ⑤ 自社判断するための出動基準の見直し ⑥ 業者間の除雪機械の稼働状況が把握できるようにして欲しい	① 豪雪時の必要台数を検討のうえ増強を検討中 ② 除雪マニュアル作成、講習会の開催を検討中 ③ 全県に拡大（6 月補正） ④ ライブカメラ増設（6 月補正） ⑤ 除雪計画の出動基準を現行の 10 cm 程度から 5～10 cm 程度に改正 ⑥ 除雪機械 GPS 管理システム整備（6 月補正）
市町村	【課題】 ① 豪雪時には除雪作業が追いつかず生活道路全ての除雪が出来ない ② 機械運転手の交代要員が不足し除雪対応が遅延 ③ 経験不足による除雪効率の低下 ④ ロータリー機械等の豪雪対応の機械が不足。故障による機械の不足も発生 ⑤ 管理者が異なる交差点の除雪による段差（豪雪時は除雪が繰り返しとなり段差が生じやすい）	① 除雪に係る国、県、市町村の道路管理間の応援体制について検討中 ② 育成支援事業の全県拡大による人員確保（6 月補正） ③ 講習会等により、市町村除雪業者の除雪技術の向上を支援 ④ 各市町村で検討中 ⑤ 市町村との交換除雪の拡大、マニュアル・講習により段差が生じない除雪を徹底
	【県への要望】 ⑥ 機械運転手増員のための育成支援事業の全県拡大、マニュアル作成及び実技講習会による育成 ⑦ カメラ、雪量計の増設（市町村は県のカメラを参考に除雪作業を行っている） ⑧ 主要幹線道路におけるスタック、立ち往生車両の発生時の市町村への早期の情報提供	⑥ 育成支援事業の全県拡大（6 月補正） 除雪マニュアル作成、講習会の開催を検討中 ⑦ ライブカメラ増設（6 月補正） ⑧ 国交省との冬期交通確保対策会議において、ホットライン等による連絡体制を構築

3 国土交通省 冬期交通確保対策会議

- 国交省・県をはじめとする各関係機関（国交省、県、関係市町村、警察、NEXCO）が連携し、今後の豪雪に備えた対策を検討する「冬期交通確保対策会議」において、以下のとおり対応・検討を進めている。
- 現在、具体的な対策について関係機関で検討中であり、8月末までに検討結果をとりまとめ、公表予定である。夏から秋にかけて対応策に基づき雪害対応訓練等を実施し、降雪期に備える。

対応の視点	問題点	対応方針・対応状況（検討中）
除雪体制及び除雪方法	<ul style="list-style-type: none"> ◆大型車両の立ち往生による後続車両の滞留 ◆立ち往生処理による除雪効率低下 ◆通常の通行規制計画（規制の区間とタイミング）では対応困難 ◆広範囲通行止めの迅速な人員配置 	① 立ち往生車両のための事前対策 <ul style="list-style-type: none"> ▶ 冬用タイヤ、チェーンの早期装着に係る広報・啓発・指導の強化【国・県・警察】 ▶ トラック協会等へのチェーン装着への協力依頼【国・県・警察】 ▶ 立ち往生が予想される箇所への牽引用車両及び人員の待機【国】 ▶ スタックポイントにおける対策検討【国・県】 [県] 国道373号豪雪対策（消雪施設・堆雪帯等）（6月補正）
		② 効率的な集中除雪方法の検討 <ul style="list-style-type: none"> ▶ 立ち往生車両への迅速な対応などスタックオペレーションの検討【国】 ▶ 鳥取道の通行止め計画の検討、除雪優先区間の見直し【国】 ▶ 待機場所も含めた通行規制のための人員配置計画の見直し【国】
		③ IC通行止め措置の迅速化 <ul style="list-style-type: none"> ▶ IC通行止めのための人員等の配置（待機場所）の見直し【国】 ▶ IC自動遮断機の設置検討【国】
		④ 除雪体制の強化と異常降雪時の除雪方法の改善 <ul style="list-style-type: none"> ▶ 除雪車稼働位置の把握【国・県】 [県] 除雪機械GPS管理システム整備（車道除雪機全台）（6月補正） ▶ 異常降雪時の除雪体制の見直し（班編制）【国・県】 [県] 現有除雪能力を把握し除雪優先順位付けによる除雪計画の見直しを検討中
		⑤ 異常降雪を想定した行動計画（タイムライン）の策定 <ul style="list-style-type: none"> ▶ 異常降雪時における行動計画（タイムライン）の策定及び訓練【全機関】 [国] タイムラインを検討中
		⑥ 異常降雪時の迂回路設定と大型車の流入抑制 <ul style="list-style-type: none"> ▶ 一般道への大型車流入抑制方法の検討【県・警察】 ▶ 新たに流入する交通の抑制及び他路線への誘導方法、一般通過交通の流入を防ぐための広域的迂回路の検討【国・県・NEXCO】
		⑦ 道路監視体制の強化 <ul style="list-style-type: none"> ▶ ライブカメラ等増設の検討【国・県】 [国] ライブカメラ増設（14台） [県] ライブカメラ等増設（99台）（6月補正）
情報共有	<ul style="list-style-type: none"> ◆各道路管理者・警察の情報共有不足 ◆交通障害、交通状況のリアルタイムな把握 ◆緊急時の関係機関との連絡体制 	⑧ 各関係機関が連携した情報収集体制の強化 <ul style="list-style-type: none"> ▶ 気象現況、気象予測、道路・交通、体制状況の情報共有【全機関】 ▶ 職員の相互派遣による情報収集【国・県】
		⑨ 異常降雪を想定した行動計画（タイムライン）の策定 <ul style="list-style-type: none"> ▶ 異常降雪時における行動計画（タイムライン）の策定及び訓練【全機関】
		⑩ 連絡会議による情報の一元化と定期共有 <ul style="list-style-type: none"> ▶ 各関係機関からの情報を集約し、定期に配信【国】
情報提供	◆道路利用者や滞留車両への情報提供不足	⑪ 住民・ドライバー・企業等が求める情報の迅速な提供 <ul style="list-style-type: none"> ▶ マスコミとの連携・協力の検討（テレビテロップ等）【全機関】 ▶ 情報提供手段の検討（トリブナーメール、防災アプリ、HP）【全機関】 ▶ コンビニ、ガソリンスタンド等による情報提供【国・県】 ▶ 滞留車両への物資支援時の情報提供【国・県・市町村】 ▶ 道路情報板の有効活用【国・警察・NEXCO】 [県] 規制情報の一元化（雪みちなび、WEBマップ改修中）
		⑫ 不要不急の外出を控える呼び掛け等行動抑制情報の提供 <ul style="list-style-type: none"> ▶ 市町村の提供媒体を活用した行動抑制情報の提供【市町村】 ▶ 広報車（市町村）、防災無線の活用【市町村】
		⑬ 広域的な迂回路情報提供 <ul style="list-style-type: none"> ▶ 隣接県や高速道路会社と連携した広域的な迂回路情報提供の検討【国・県・NEXCO】
異常降雪時の支援体制強化	◆異常降雪時の除雪体制（応援必要）	⑭ 異常降雪時の広域除雪支援体制強化 <ul style="list-style-type: none"> ▶ 異常降雪が発生した場合の広域的な除雪支援体制の構築【国・NEXCO】
		⑮ 災害協定業者等の活用 <ul style="list-style-type: none"> ▶ 災害協定業者等の活用による機械、資機材、人員の確保【国】
長時間渋滞時のドライバー支援	◆支援に対する事前準備の遅れ	⑯ ドライバー支援体制の強化と事前準備による各種支援策 <ul style="list-style-type: none"> ▶ ドライバー支援に対する各関係機関の連携・協力【国・県・市町村】 ▶ 支援物資の調達・備蓄と集中除雪に合わせた配布方法の検討【国・県・市町村】

損害賠償請求訴訟の提起について

平成29年6月28日
道 路 企 画 課

平成28年4月27日に県道三朝温泉木地山線（三朝町柿谷地内）において発生した道路陥没事故について、下記のとおり平成29年5月29日付け（本県受付日同年6月14日）で訴訟が提起されましたので、その内容等について次のとおり報告します。

記

1 原告 中国トラック交通共済共同組合 代表理事 小丸 成洋

2 被告 鳥取県（代表者 鳥取県知事 平井 伸治）

3 請求の趣旨

(1) 被告は原告に対し、1,314,387円（配水管修理費、水道基礎復旧工事費、油圧ショベル引き上げ費等）及びこれに対する年5分の割合による金員を支払え。

(2) 訴訟費用は被告の負担とする。

との判決及び仮執行の宣言を求める。

（鳥取地方裁判所 第1回口頭弁論：平成29年7月14日）

4 請求の理由

トラックを止め、バックホウを積み込むという作業は、走行という道路の通常の使用形態とは異なるものであるが、本件事故現場は、大型車の走行が禁止されておらず、道路上にトラックを止めてバックホウを積み込む作業も道路の使用形態として十分に考えられるものであり、このような使用形態に耐えられず陥没した本件事故現場は、通常有すべき安全性を欠いていたと言えることから、鳥取県は、国家賠償法第2条第1項により本件事故により生じた損害を賠償する責任がある。

5 応訴方針

原告の主張する請求の理由は不当であることから、争うものとする。

6 経緯等

(1) 事故の概要

平成28年4月27日午前9時35分頃、一般県道三朝温泉木地山線（三朝町柿谷地内）において、（株）アオキ建設（倉吉市関金町）の従業員が同社所有のトラックにバックホウを積み込もうとしたところ、トラックのアウトリガー下の路面が陥没し、トラックが転倒するとともに、同社従業員の乗ったバックホウが法面下に転落したことにより、同人が傷害（外傷性脳出血、外傷性くも膜下出血等）を負うとともに、バックホウ、トラック及び法面下の配水管を破損したものの。

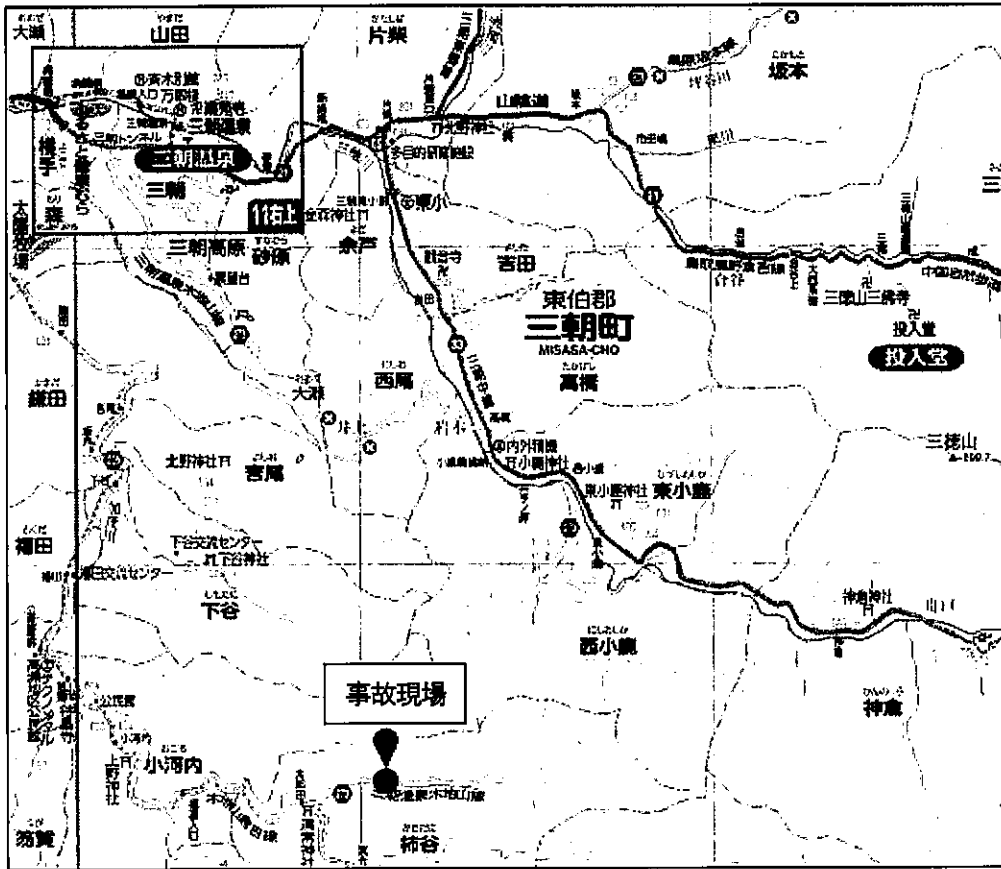
(2) 経緯

H28.4.27 事故発生

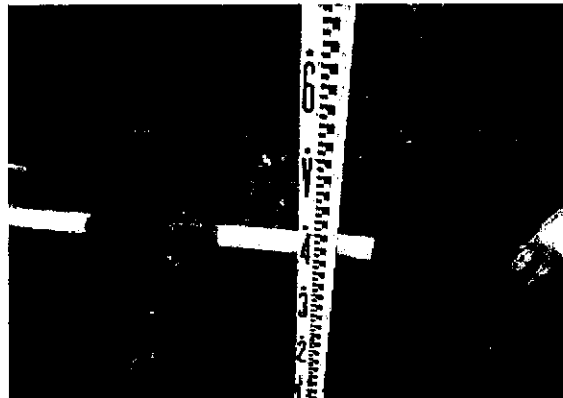
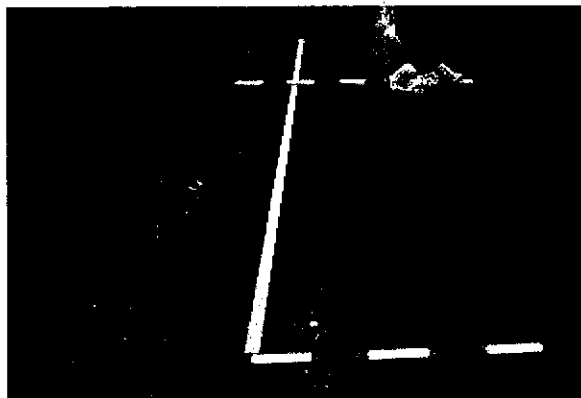
H28.9.13 道路管理者としての瑕疵は認められないことから、県に損害賠償責任はない旨を相手方に通知

H29.5.29 訴訟提起

【位置図】



【事故の状況】



岩石採取場現地検査結果について

平成29年6月28日
治山砂防課

1 検査目的

岩石採取場の検査については、岩石採取場内の安全、隣地及び周辺への影響並びに認可計画及び指導の遵守状況等を現地で検査し、問題のある箇所については適正な岩石採取の指導を行い、もって岩石採取に伴う災害を防止することを目的としている。

このたび、採石業者から採石条例第11条に基づき4月30日までに業務報告がされたことを受けて、採石法に基づく現地検査を実施した。

2 検査箇所及び期間

(1) 検査箇所：民間岩石採取場

区 分	鳥取	八頭	中部	米子	日野	計
①現在稼働中	10	2	4	6	4	26箇所
②休止・廃止後2年以内等	4	1	1	0	0	6箇所
計	14	3	5	6	4	32箇所

(2) 実施期間：平成29年5月15日～同年6月2日

3 検査結果

(1) 稼働中の採石場

ア 26箇所の採石場のうち、14箇所に対して行政指導を行った。

(鳥取5、中部2、米子5、日野2)

イ 昨年度に引き続き行政指導を行った採石場は、11箇所である。

(鳥取3、中部2、米子4、日野2)

区 分	内 容	(箇所)	
		H29	H28
検査箇所数		26	28
是正措置		14	15
措置命令 (採石法による命令)	該当なし	0	0
監督命令 (採石条例による改善計画の提出命令)	該当なし	0	0
行政指導	○沈砂池の管理の徹底 ○境界の適正な管理 ○緑化の徹底 等	14	15

(2) 休止・廃止後2年以内のもの等

全箇所（6箇所）の旧採石場について、是正が必要なものはなかった。

区 分	内 容	(箇所)	
		H29	H28
検査箇所数		6	5
是正措置		0	0
措置命令 (採石法による命令)	該当なし	0	0
災害防止命令 (採石法による命令)	該当なし	0	0

4 対応方針

(1) 行政指導をしたものについては、緑化等の適期施工が必要なものを除き、早急に是正を図る。

(2) 特に排水関係については、梅雨時期までには是正するよう日常点検により一層の指導・監督を行う。

(3) 採石協会等を通じた採石業者に対する研修の実施により、安全・安心な採石業となるように意識の啓発を図っていく。

